

令和4年8月23日
記者発表

## 「県民の皆様へのお願い」の変更について

県では、県内在住の無症状の方に対して、特措法第24条第9項に基づき、「感染に不安を感じる場合はPCR検査等を受ける」よう要請しているところですが、その期限を9月30日まで延長します。

また、自己検査・登録制度（抗原定性検査キットの送付・陽性者登録事業）を8月24日から開始することや保健所の業務負担軽減のために、下記のとおり県民の皆様へのお願いを変更します。

別紙により県民の皆様、各関係機関に対して呼びかけを行ってまいりますので、報道機関の皆様におかれましても、ご協力をよろしく申し上げます。

◆変更前	◆変更後
<b>【県民の皆様へのお願い（7月19日）】</b> 無症状で、感染に不安を感じる方は、PCR検査等を受検（無料） ※令和3年12月28日から令和4年8月31日まで 少しでも症状があれば、無料検査ではなく、直ちにクリニックを受診 （新規）	<b>【県民の皆様へのお願い（8月23日）】</b> 無症状で、感染に不安を感じる方は、PCR検査等を受検（無料） ※令和3年12月28日から令和4年9月30日まで 少しでも症状があれば、無料検査ではなく、直ちにクリニックを受診 ※軽微な症状等の条件に当てはまる方は、自己検査・登録制度（抗原定性検査キットの送付・陽性者登録事業）を活用(令和4年8月24日～同年9月30日までの間)
症状が出れば、通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診 （新規）	症状が出れば、通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診 ※軽微な症状等の条件に当てはまる方は、自己検査・登録制度（抗原定性検査キットの送付・陽性者登録事業）を活用(令和4年8月24日～同年9月30日までの間)
（新規）	<u>保健所の業務負担軽減のために</u> <u>陽性が判明した方で、管轄保健所からSMS（ショートメッセージ）を受信した方は、MyHER-SYS（マイハーシス）を活用した健康観察にご協力を</u>

新型コロナウイルス感染症対策本部	
阪上・小川・片岡・東	池尻・江川 (自己検査・登録制度、MyHER-SYSについて)
073-441-2275	073-441-2643